

市の公共料金支払におけるクレジットカード 決済業務に係る公募型プロポーザル実施要領

いわき市 会計室

1 目的

本要領は、業務効率化や経費削減を図るため、公共料金（電気・電話等）の支払いにおいて、本市に代わり、クレジットカードを用いた方法により決済を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務

(2) 業務内容

別紙「市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（ただし、年度ごとに更新することを前提とする。）

(4) 担当所属

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

いわき市会計室 出納係

T E L : 0246-22-7531

F A X : 0246-22-7626

メールアドレス: kaikei@city.iwaki.lg.jp

3 公募型プロポーザル方式により事業者を選定する理由

電気料金や通信料金等の公共料金の支払いについて、本市においては事業者が発行した納付書により支払いを行っている。

納付書払は、紙による確認や保管が必要なため、ペーパーレス化の障害になるとともに、複数の施設を所管する部署では、事業者ごとに支払いサイクルの異なる複数の納付書が届くため、支払い事務が負担となっている。

また、事業者においては、ペーパーレス化の推進やコスト削減の観点から紙様式での請求書から電子請求への移行を進めており、紙の請求書（納付書）を希望する場合には、利用者に発行手数料を求める動きがある。

本市ではこれらの課題への対応としてクレジットカード方式による決済を導入するにあたり、他の自治体や企業等での実績やノウハウ等を有する事業者を広く募集することが重要であることから、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていないこと。
- (2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

- (3) 令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、公募開始日から契約締結日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 名簿に登録していない者においては、公募開始日から契約締結日までの間に、指名競争入札参加者要綱に基づく入札参加排除基準、入札参加者選定基準による指名排除措置事項及び指名停止基準に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 本業務委託を履行することができ、円滑な連絡調整を図ることができる体制が整備されていること。

5 プロポーザルのスケジュール（予定）

内 容	期 間 又 は 期 限
プロポーザル実施要領等の公表	令和7年9月18日（木）から
質問の受付	令和7年9月18日（木）から10月1日（水）まで
質問への回答	令和7年10月3日（金）
参加申込の受付	令和7年9月29日（月）から10月6日（月）まで
参加資格審査結果通知	令和7年10月8日（水）
提案書等の受付	令和7年10月8日（水）から10月29日（水）まで
審査委員会	令和7年11月6日（木）
審査結果通知	令和7年11月上旬
契約締結	令和7年11月中旬

6 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請手続き

① 受付期間

令和7年9月29日（月）～令和7年10月6日（月）午後5時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。郵送する場合は、受付期間内に必着とする）

② 提出先

項番2(4)の担当所属と同じ

③ 提出方法

持参または郵送（書留郵便またはレターパック）に限る。

なお、郵送の際は、封筒に「市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務 公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

④ 提出書類

ア 参加申込書（別紙様式1）

イ 法人登記事項証明書（発行から3ヵ月以内のもの）

ウ 財務諸表（直近1ヵ年分のものに限る）

エ 参加資格要件を満たすことを称する書類

- ・ 同意書（別紙様式2） ※ 名簿に登録されていない者のみ
- ・ 委任状（別紙様式3） ※ 名簿未登録者で営業所等が応募する場合のみ
- ・ 国税の納税証明書
- ・ 市税の納税証明書（市内に事業所等がある事業者のみ）

※ 納税証明書は発行から3ヵ月以内のものであること。

⑤ その他

参加申込書の提出の無い者の企画提案は受け付けない。

参加申込書提出後に辞退をする場合は、速やかに2(4)の担当所属に連絡するとともに、辞退届（様式5）を提出すること。

(2) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

ア 受付期限

令和7年9月18日（木）から令和7年10月1日（水）午後5時まで

イ 質問方法

質問書（様式4）により、電子メール又はFAXで2(4)の担当所属へ送付すること。また、送付後に受信確認の電話をすること。

※ 口頭または電話での問い合わせは受け付けない。

※ 電子メールでの送付の場合は、件名に「市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務 質問書の送付」と表記すること。

② 質問への回答

ア 回答日

令和7年10月3日（金）

イ 回答方法

いわき市公式ホームページに掲載する。

※ 質問者への個別の回答は行わない。

※ 公表の際は、質問者名は明示しない。

(3) 企画提案書等の提出

① 受付期間

令和7年10月8日（水）～令和7年10月29日（水）午後5時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。郵送する場合は、受付期間内に必着とする。）

- ② 提出先
項番 2(4)の担当所属と同じ
- ③ 提出方法
持参または郵送（書留郵便またはレターパック）に限る。
なお、郵送の際は、封筒に「市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務 公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。
- ④ 次の各号に掲げる事項を記載した書類を 6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出すること。
 - ※ 提出様式のサイズは、A 4 とする。
 - ※ 正本には事業者名を記載し、副本には事業者名やロゴマーク等事業者を特定する情報を一切記載しないこと。
 - ア 企画提案書（表紙）（様式 6）
事業者欄及び担当者欄は正本のみに記載すること。
 - イ 基本項目確認書（様式 7）
 - ウ 提案書（様式 8）
任意様式での提出も可能。

7 受託者の選定方法等

(1) 審査体制

市が設置する「市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において審査・選定を行う。

(2) プレゼンテーション審査

審査委員会は、企画提案書の内容についての説明、及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、次の日程でプレゼンテーションを実施する。

また、審査委員会は、プレゼンテーションの審査を行い、審査委員ごとに評価項目について評価する。

- ① 開催日 : 令和 7 年 11 月 6 日（木）（時間・場所等の詳細は別途通知）
- ② 方法 : 提案者からの説明（20 分以内）
審査委員からの質疑（10 分程度）
- ③ 留意事項 : プレゼンテーションは原則 3 名以内で行うこととする。
なお、企画提案書に基づいた説明内容とし、追加の資料は認めない。
プレゼンテーション時に提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。
- ④ 使用機材等 : プレゼンテーションでパソコンを用いる場合は、提案者で用意すること。
また、プロジェクター等で投影を希望する場合は事前に市と協議すること（インターネットの接続環境は提案者が準備すること）。

(3) 審査基準及び選定方法

審査委員会は、(別表)「市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務に係る公募型プロポーザル審査基準」により評価し、評価点数の合計が最も高い企画提案者を最優秀提案者(受託候補者)として選定し、次いで評価点数の高い企画提案者を優秀提案者(次点候補者)として選定する。

なお、企画提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点(評価配点合計の6割)以上の評価点を得た場合は、その提案者を「最優秀提案者(受託候補者)」として選定する。

(4) 審査結果通知及び公表

審査の結果については、文書にて参加者全員に通知する。

なお、審査結果については、いわき市公式ホームページにおいて公表する。

8 契約締結

- (1) 本市が選定した最優秀提案者(受託候補者)と企画提案書に記載された項目に基づき、協議を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の契約を締結する。
- (2) 受託候補者選定後、契約締結までの間に、受託候補者が次の項番9で定める失格事項に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

9 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するといわき市が判断した場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査結果に影響を与える工作など、不正行為が行われた場合
- (5) その他、本事業の遂行に不適切といわき市が判断した場合

10 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、いわき市が承諾した場合については、この限りではない。
- (4) 提出書類等は、返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- (5) 提出書類等に記載された情報は、本業務以外の用途には使用しない。
- (6) 各提案者が提出した企画提案等は公表しない。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (7) その他の定めがない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関係法令及びいわき市が制定する関係条例・規則等に従うものとする。